

Title	凡牟都和希の訓み方
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.56(192)- 56(192)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録 志水正司「大和朝廷成立期の天皇について」補遺
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

凡牟都和希の訓み方

釈日本紀所引の上宮記一云にみえる凡牟都和希王を応神天皇に比定することについて、疑念を挟むむきもあるので、私見を述べておきたい。その疑問は、古事記に垂仁天皇の皇子として品牟都和氣命がみえ、ホムツワケと訓まれることに発する。上宮記一云の凡牟都和希と表記が近似しており、ともにホムツワケと訓める。しかし、それでは応神天皇のホムタワケと相異なることになるのである。

ここで上代仮名遣の研究についてみるに、記紀万葉などでは、都はもつぱらト・ツの仮名として用いられている。都の中国中古音は *mo* であるからトと訓まれるのは当然であるが、ツの仮名として用いるには若干の説明が要る。いま大野晋氏によれば、中国語には日本語のツにぴつたりと一致する音節が無かつたので、日本語のツを漢字で表記するために特別な工夫がなされた。すなわち、当時の日本語におけるトとツの音の使用度数を調査してみるとトは少くツが多い (I:II)。そこで、トを

表わす代表的な文字の都をもつて日本語のツにあてる慣習が成立した、と解説しておられる。垂仁記の仮名用字法はこの慣習に依存しているのであるから、品牟都和氣の訓はホムツワケであろう。垂仁紀では誉津別と記されている。

しかし、上宮記一云が成立したのは推古朝前後と推定されるから、そのころまで遡つて記紀万葉の特殊な仮名用字法を通用させるかは、疑問といわねばならない。むしろ上宮記一云には、記紀万葉の仮名と相異して、弥メ、義ゲのごとく中国上古音によつた仮名が見出されるのである。そこで私は、凡牟都和希の場合も中国上古音 *tag* によつて都をタと訓み、品陀和氣(記)・誉田別(紀)に当ると認めたのであつた。しかも、その子が若野毛二俣王であることも、記紀に符合するのであるから、上宮記一云の凡牟都和希は応神天皇に比定するのが妥当というべきであろう。

(志水正司「大和朝廷成立期の天皇について」補遺)